

美祢市健幸推進事業に係る ICT を活用した健康増進包括支援業務 仕様書

美祢市（以下、「本市」という。）と受託請負事業者（以下「受託者」という。）は、美祢市健幸推進事業に係る ICT を活用した健康増進包括支援業務について、本仕様書に掲げる事項により業務を遂行する。

1 業務名

元気っちゃ！みね健幸推進事業に係る ICT を活用した健康増進包括支援業務業務委託

2 目的

本業務は、自らの健康に関心を持ち、健康的な行動の動機づけや取組みの実践を促すため、日常的な健康データの取得・管理、行動変容を促すプログラム提供を一体的に行う健康管理システムおよび機器を導入するものである。本事業を円滑かつ効果的に実施するため、個人の健康的な取組みのデータ管理、行動変容に応じた動機付け（インセンティブ等）の仕組み構築、食育推進・健康増進プログラムの企画および運用を行うことを目的とする。

また、本事業は、みね健幸百寿プロジェクトにおいて、健康データの蓄積が進む一方で、来院時に限定されたデータ取得、Excel 等による手作業の運用負荷、蓄積データの施策活用及び市民の継続的な行動変容支援に課題があることが整理された結果を踏まえ、ICT を活用して日常的な健康データの取得・管理、ポイント付与及びインセンティブ提供を一体的に行う仕組みとして導入するものである。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

4-1 概要

本業務は、アプリを用いて、利用者が実施した健康づくりに繋がる行動に対してポイントを付与し、獲得したポイント数に応じて特典（以下、「インセンティブ」という。）を与えることで、健康づくりへの意欲向上、生活習慣の改善等を促す事業である。

本業務委託は、本事業で使用するアプリの構築および運用保守、健康づくりに繋がる行動によりポイントが付与される仕組み（以下、「ポイントプログラム」という。）の提供、インセンティブの企画調整及び本事業のプロモーション及びそれらに付随する業務を実施するものである。

また、本事業は、次に示す対象者、利用人数及びスケジュールを想定しているため、同内容に即した委託内容で本業務委託を実施すること。

(1) 対象者

本事業に参画する民間企業、事業所及び行政機関等に属する 18 歳以上の従業員・職員等とする。なお、受託者は、これら参画事業者の募集および選定にあたり、本市に対し必要な助言および協力を行うこと。

(2) 想定利用人数

令和 8 年度 200 人

令和 9 年度 350 人

令和 10 年度 500 人

※人数は登録アカウントの人数とする。

※参加予定人数を超えての参加希望がある場合は、受託者と協議の上、対応する。

(3) スケジュール

令和 8 年 9 月（予定）契約締結、準備期間、参加事業者募集

令和 8 年 10 月（予定）アプリの運用開始

※詳細なスケジュールは、委託者と受託者が協議の上、決定する。

4-2 業務概要

次の（1）～（10）の業務を行うものとする。なお、業務内容は、本市の業務に必要と思われる事項を示したものであり、受注者からの企画提案に基づき本市と受注者で協議して内容を決定するものとする。

(1) 事業で使用するアプリ・機器の提供

① アプリの提供

参加者の運動、健康に関する取組について測定・集計し、ポイントとして付与ができるアプリを提供し、以下の条件を満たすこと。

- ア. スマートフォン利用者を想定し、参加者が無料（通信料を除く。）でダウンロードでき、iOS 版、Android 版に対応しているものとする。使いやすさ、見やすさにおいて、スマートフォンに不慣れな方にも配慮されたものであること。
- イ. 参加者間での歩数において個人で大きな差がでないアプリを提供すること。また、測定・集計の精度について参加者間の公平性を担保するものを提供すること。
- ウ. 歩数や獲得ポイント・取組み・健康状態の記録等について、過去の履歴や現在の情報を詳細に確認ができること。
- エ. 体組成の測定結果が自動で反映されること。
- オ. 体組成計で測定した下記項目について、アプリ上で閲覧可能であること。
測定項目：体重・体脂肪率・筋肉量・BMI・推定骨量・基礎代謝量・内臓脂肪レベル・体水分率・脚点
- カ. 参加者が同一 ID を用いて事業期間中のデータを自動で引き継ぎ、継続的に自身の健康管理活動を行えること。

② 機器の提供

以下の機能を有する機器を調達し、本市へ納入、設置すること。

- ア. 体重・体脂肪率・筋肉量・BMI・推定骨量・基礎代謝量・内臓脂肪レベル・体水分率・脚点を測定可能な体組成計を提供すること。
- イ. 体組成計は市の指定する活動拠点（2 拠点）に設置すること。
- ウ. 体組成計が①のアプリとパソコンを介さずに連動し、測定データに対してポイント付与及び記録ができること。
- エ. 体組成計は、参加者がダウンロードするアプリと連動し、2 次元コードを用いて個人認証を行い、身長、年齢等を都度入力せず測定を可能とすること。

- オ. 体組成計は通信機器・2次元コードリーダーと接続し、データの連携が出来ること。
- カ. 盗難防止の観点より、通信機器・2次元コード等はパソコンを介さず体組成計と接続し連動出来ること。

(2) アプリ・機器の活用支援

- ① 自身の健康データ利活用の仕組みの構築
 - ア. 自身の測定データがアプリ上でグラフ化等され確認出来ること。
 - イ. 担当課職員が測定データを閲覧できること。
- ② ポイント付与における仕組みの構築
 - ア. 本市の実情に即したポイントの設定、アプリや機器を使用したポイント付与の方法等の仕組みを構築すること。
 - イ. 参加者の継続的なアプリ起動（アクティブ率向上）の動機付けとして、自動でポイントを減算できる仕組みを構築すること。なお、減算の対象となる条件や減算ポイント数等の具体的な運用については、導入時に本市と受託者で協議の上、決定するものとする。
- ③ 自治体の管理に関する仕組みの構築
 - ア. 取組みの状況の確認、ポイント獲得状況の把握等、各参加者の状況について確認ができる仕組みを構築すること。
 - イ. 確認作業は本市の職員用端末で行うことを踏まえ、セキュリティについても担保すること。
 - ウ. 参加者への効果的な情報提供や周知を行うため、管理者機能から「お知らせ配信」および「PUSH 通知」の設定ができる仕組みを構築すること。なお、配信対象は、全体、あらかじめ設定したグループごと、または個別に設定ができる仕様とすること。
- ④ ポイント交換における仕組みの構築
 - ア. 貯めたポイントを交換するための仕組みを構築すること。
 - イ. ポイント交換によるインセンティブについて、本市との協議に参加し、助言、協力を行うこと。
- ⑤ アンケートの実施
 - ア. アンケート機能を構築し、作成・配布・集計について協力を行うこと。
- ⑥ その他
 - ア. 運用に関する助言・協力・支援・ツールの提供・問合せの対応・トラブル対応等を行うこと。

(3) イベントの企画・運営

本事業の実施にあたり、参加者の健康意識の向上、身体活動量の増加及び健康行動の継続を図るため、受託者はイベントの企画、運営及び実施支援を行うこと。

なお、実施内容、開催回数、時期等については、本市と協議の上、決定するものとする。

- ① 食育セミナーの開催・食育推進支援
 - ア. 本市及び参画事業所の健康課題、生活習慣等を踏まえ、メニュー監修や調理実習等を組み合わせた実践的な食育セミナーを企画・実施できる体制を有すること。

- イ. 参加者が日常生活において実践しやすい食事内容や栄養バランス改善に関する提案（メニュー提案・監修等含む）を行うこと。
 - ウ. 本市が実施する食育推進施策の推進を図るため、専門的見地から健康メニューの監修を行うとともに、当該メニューを活用した調理実習等の体験型セミナーの提供を交えた食行動改善プログラムの企画・運営支援について、本市と協議の上、柔軟に実施できること。
 - エ. 開催日時、開催回数、実施方法等の詳細については、参加しやすい方法を本市と協議の上、決定するものとする。
 - オ. セミナーに関する資料は、受託者が準備すること。
- ② ウォーキングイベントの開催
- ア. アプリを活用し、歩数やチェックポイント達成等に応じて参加者が楽しみながら継続参加できるバーチャルウォーキングイベントを実施できること。
 - イ. イベント期間、目標歩数、達成条件等を本市が任意に設定又は変更できること。
 - ウ. ランキング表示、達成状況表示、参加者への通知等、参加意欲の向上につながる機能を有すること。

(4) 健診情報の取得

- ア. 健診情報について手入力可能な仕様とすること。
- イ. 参加者の利便性向上および正確なデータ蓄積を図るため、国が提供する「マイナポータル」と連携し、健診データをシステム内（アプリ等）へ取得・連携できる機能を有すること。

(5) AI による生活習慣病罹患リスク推定を行う機能

- ① 健診データと運動習慣・食習慣・飲酒・喫煙・睡眠習慣等の設問により現状を点数化による評価と将来の生活習慣病罹患リスクを推定するコンテンツを有すること。
- ② 健診データとアンケートにより点数化した、検査値点数・生活習慣点数を行い総括するコメントが表示されること。
- ③ 結果から一人ひとりの健康リスクに備えた予防方法を提示できること。

(6) 説明会の実施

- ① 企業及びその従業員向け説明会の実施
 - ア. 対象となる従業員（利用者）に対して、アプリの登録サポートを行うとともに、以下の内容を含む事業説明会を実施すること。なお、開催日時や回数、実施方法等については本市と協議の上、決定するものとする。
 - (ア) アプリの登録および初期設定サポート
 - (イ) 本事業の意義および歩くことへの動機付けに関する説明
 - (ウ) アプリおよび体組成計の使い方（歩数計測の仕方、体組成計での測定方法）
 - (エ) 導入コンテンツの概要説明
 - (オ) ポイントルールの説明（ポイントの獲得方法等）
 - (カ) ポイント交換およびインセンティブ還元の方法に関する説明
 - イ. 説明会資料は受託者が用意すること。

② 本市職員及び企業担当者向け説明会の実施

ア. 本市職員および参画企業の担当者に対し、本事業の概要や運用フローに関する説明を行うこと。

イ. 本市職員に対する管理画面等の操作方法研修を実施すること。

ウ. 研修および説明会に必要な資料は、受託者が用意すること。

(7) インセンティブ付与に関する支援

本事業におけるインセンティブ（100,000 円規模を想定）について、参加者のモチベーション向上につながる効果的な付与方法や、景品・還元手法の選定（デジタルギフトの活用等）について、本市の現状に即した具体的な検討及び提案を行うこと。

(8) 事業の分析・評価

受託者は、本事業の参加者の活動状況、本事業に参加したことによる意識面・行動面の変化、イベントや広報活動の効果等を分析、評価し、報告書を作成すること。

また、事業実績やアンケート結果は、次年度以降の事業計画に反映できるようにすること。

① 事業報告書の作成

報告書の内容は随時調整を行うが、下記事項は必須とする。

ア. 参加者属性

男女別年代別参加者数・比率、男女別平均年齢

イ. 歩数変化

男女別月別歩数、年代別月別歩数、開始時と終了時の変化量・変化率

ウ. 身体的変化(体重、BMI、体脂肪率、筋肉量、基礎代謝量)

男女別月別平均値、開始時と終了時の変化量・変化率

エ. アンケート

男女別年代別集計

オ. 管理栄養士・保健師・健康運動指導士・理学療法士等の考察

② その他

ア. 年度途中に、本市が集計を必要とする場合、集計データを提出すること。

イ. 受注者は、業務完了後、成果品について本市の検査を受けるものとし、本市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うこと。

(9) 運用保守

① 運用時間

通年 24 時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要となる場合には、事前に本市へ申し入れること。

② ヘルプデスク

ア. 職員からの問い合わせには固定電話及び携帯電話からの問い合わせ受付を可能とすること。また電子メールによる問い合わせにも対応すること。

イ．開設時間は、平日 9 時から 17 時までを必須の時間帯とし、それ以上のものは提案によるものとする。

③ セキュリティ対策

ア．アクセス状況及び不正アクセスを 24 時間 365 日監視し、不正アクセスや情報漏洩対策を適切に実施すること。また、アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合は速やかに本市に報告し、必要であればアクセスログを開示すること。

イ．システム内で利用するデータは、データベース上で暗号化を行い保護すること。

ウ．システムの脆弱性診断を定期的実施し、コンピュータウイルス感染への対策を適切に行うこと。

エ．データセンターは日本データセンター協会（JDCC）のデータセンターファシリティスタンダードにおけるティア 3 相当の基準を満たすこと。

オ．情報セキュリティについて専門的に調査・対応を行う体制を整えること。

カ．ベースとなるアプリは、セキュリティおよび安定稼働の観点から、200 万人程度以上の会員を有するサービス基盤上に構築されたものであり、大規模利用にも対応可能な設計となっていること。

④ 障害対応

ア．障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。

イ．障害が発生した場合には速やかに本市に報告し、早期復旧を図ること。

ウ．管理するデータが消失しないようバックアップデータを 1 日複数回保存し管理を行うこと。必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

⑤ システム保守

ア．システムのバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を適宜実施すること。

イ．クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップがあった際は、最新のバージョンにシステム上で随時対応すること。

ウ．各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

(10) 事業展開に関する提案

本事業の単年度での実施にとどまらず、次年度以降の継続的な発展及び参加者の拡大を見据え、令和 9 年度・令和 10 年度における中長期的な事業展開の提案を行うこと。

なお、本提案は現時点で実現を確約させるものではなく、将来的な事業構想の参考とするためのアイデア提示を含むものとする。

5 その他留意事項

- (1) 受託者は、本仕様書及び提供された情報等について、他者への情報漏洩等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者は、本市が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。

- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、業務の遂行にあたり個人情報保護法及び本市の情報セキュリティポリシーを遵守し、取得した個人情報の取扱いに最大限の注意を払うこと。
- (5) システムの運用開始日から起算して 1 年以内に、導入されたシステムに本仕様の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、発注者及び受託者双方で協議の上、受託者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。
- (6) 本業務を再委託する場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示し、その承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (7) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書の内容に関し疑義が生じたときは、別途本市と受託者、双方協議の上、決定すること。